

平成 27 年度 第 4 回千葉県行政改革審議会 開催概要

1 日 時 平成 28 年 3 月 25 日(金) 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

2 場 所 千葉県教育会館 3 階 303 会議室

3 出席者

辻 琢也会長、石井 俊昭委員、泉 登茂子委員、伊藤 義文委員、寺嶋 哲生委員、宮入 小夜子委員、村上 典子委員、若松 弘之委員

県：中島総務部長、板倉総務部次長、石渡行政改革推進課長、岡田資産経営課長、伊藤自然保護課長、藤田生涯学習課長、永沼文化財課長

4 議 題

(1) 公社等外郭団体の改革方針の見直しについて

(資料 1－1～4 により行政改革推進課長が説明)

【会長】

これまでの意見をまとめた形になっておりますが、御質問・御意見ありましたらお願いします。

(質問・意見 特になし)

それでは、何かあれば後からでも伺うことにしまして、とりあえず今回の事務局の提案どおりとさせていただきます。

(2) 答申(案)について

(資料 2 により、行政改革推進課長が説明)

【会長】

現在まで審議がまとまった部分について、今年度末に、一旦は答申の形で知事に提出したいと考えています。

公の施設についてはまだ審議案件が残っていますので審議を続け、別途答申をするということになりますが、これまでの審議状況をまとめたものが資料 2 になります。

事前に皆様に送付しておりますが、改めて御意見・御質問ありましたらお願いします。

【委員】

答申案3ページの(2)イ「公益財団法人千葉県青少年協会」(以下、協会)の2段落目、「事業規模や費用対効果等を・・・」とありますが、私の認識として、協会に関して、事業のあり方や団体のあり方を見直すべきという意見が出たのは、事業の大きさの問題ではなく中身であったと思います。

現状において、青少年施策自体を、主として協会が中心となって実施していることについては審議会としても理解しておりますし、それが重要であるとする、他の団体に振り分けるか、県直営でやるかどちらかになるわけですが、実は、この団体に対する予算を増やせばいいという選択もあり得るとなってしまう。そうではなくて協会を見直すということであれば、事業規模でなく内容ということで記載をした方が良いと思います。

【行政改革推進課長】

審議会からは、青少年施策を充実すべきという御意見をいただいているところですが、ではどこがやるかということになると、県の施策の中で展開し、県が主体となって取り組まなければならないと考えております。それぞれ担い手となっているプレイヤー、NPOの団体や、引きこもりを支援する団体などが県の施策としてリンクしながら有機的にやっていく必要があります。

また教育施策との関係もありますので、県が担わなければならないと考えているところです。

【会長】

具体的にはどう変えたら良いと思いますか。

【委員】

「事業規模」を「事業内容」に変えた方が適切だと思います。

【会長】

そのほうが分かりやすいかもしれないですね。では、今、委員から提案いただいたとおり修正してよろしいでしょうか。

(意見なし)

では、そのように修正いたします。

【委員】

協会とかずさDNA研究所（以下、研究所）については、資料1－1の「区分」において「団体のあり方検討を伴う経営改善」に分類されています。この2団体は、実際に現地を見たり関係者と話をする機会をいただきましたので、個人的な所見、所感を含めてコメントをさせていただきます。

同じ区分になっていますが、審議会の議論においては、この2団体は少しトーンが違うと思います。

協会については、設立当初の役割である青少年のための宿泊施設の名残りや、近隣スポーツ施設との関連が薄れてきている現状など、有効活用が難しくなる中で、建物の耐震の問題もありますので、費用対効果を考えると終息の方向に向かっていくものと感じています。

研究所については、実際に話を聞いた中で、ポテンシャルという意味で、社会的な役割や、今後、千葉県主体の枠組の中で世界に発信していこうとする中、随分お金も使いながらやってきたが、その役割の見直しとともに、更に伸ばすべき方策、智恵を出し合ってもう一段階、何かできないかというあり方検討を伴う経営改善なので、その趣旨が文章にも表れており、良いのではないかと思います。

研究所に関して気がかりなのは、当期損益に赤字の年があるなど、重点審査団体である点です。答申に書かれた道筋が具体的に実現できるのかどうか、県の財政規模も年間10億円と大きいので、モニタリングをしっかりといただければと思います。

また、答申案の3ページ、改革方針の見直しの総論で、現行では3年としている見直し期間をおおむね5年程度とするとあります。平成14年くらいから見直しを続け、団体数も減っている、人的関与も減っているということで、かなり細かいレベル・短いスパンできめ細かいモニタリングができていることを考えると、書きぶりに違和感はないと思います。

ただし、単にモニタリングの期間を緩めるのではなく、特に重要な団体についてはしっかりとスクリーニングを行い、年数の枠にとらわれず、柔軟に審議会に諮っていただければ、メリハリの利いた公社等外郭団体の審議ができますので、総論の書き方はこれで良いと思います。

【会長】

字句を修正するならば「おおむね5年程度」というのは「原則5年」ということですね。全体としては、審議会の見直しの考え方を正確に表現していただ

いていると思いますが、この点はどうですか。

【行政改革推進課長】

「原則」だと4年とか3年の場合、原則論を持ち出されてもいけないと思いますし、事務局としては5年では必ず見直しを行うという趣旨の「おおむね」でございますので、委員の御意見と同じと考えています。

【会長】

それではこれは原案どおりとしたいと思います。

【委員】

先日、研究所を見学させていただきまして、非常に誠実に運営されていることに少なからず感銘を受けました。

当初の目的は、かずさアカデミアパークの中核的研究施設で、産業集積を期待したということですが、残念ながらその目的は達せられず今に至っており、恐らく変質していると思います。千葉県でDNA研究をやるべきかという本質的な問題に突き当たるような気はいたしますが、現実的に、研究レベルが非常に高いことに加え、医療分野については、広域的に、全国の研究施設から検査を依頼されるという公益性の高い事業に取り組んでいますので、行政改革の一つの方向性として、広域行政的な方向というのがあるのではないかと思います。千葉県単独で支えるのでなくてもいいと感じたところですので、文言上は、4ページ「県の財政支援のあり方や県以外との・・・」という部分の「や」を「にとどまらず」として、県だけではなく、広域的に財政支援のあり方を検討するというニュアンスを織り込んでいただけたら良いのではないかと考えます。

【会長】

「県の財政支援のあり方にとどまらず」の方が分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

【行政改革推進課長】

御提案については、いくつか表現があると思いますので、会長と御相談の上、検討させていただきたいと思います。

【会長】

それでは、趣旨は御提案のとおりで、字句の修正についてはこちらにお任せ

いただくということをお願いします。

(答申案にかかる字句上の修正と知事への答申方法については会長に一任することとなった。)

(3) 公の施設の見直しについて

行徳野鳥観察舎

【会長】

前回の審議会で行徳野鳥観察舎について何点か確認をお願いしておりましたので、まずはそれらについての説明を事務局からお願いします。

(資料3-1及び下記について自然保護課長が説明)

- ・ 2月3日、市川市から施設設置の要望書提出（要望書提出の際、市長から現在の規模は求めず市も応分負担するという発言があった。）
- ・ 3月24日現在、再開と存続を求める署名が合計14,731名。団体からの要望書合計17件。電話等によるもの262件。

【会長】

市川市の財政状況について、財政力指数は高いが、経常収支比率が高いとなっています。要因はどのようなことでしょうか。

【自然保護課長】

生活保護費の関係や、保育園や社会福祉施設など、市の直営施設が多く、職員数が多いこと、ラスパイレス指数が高いことなどが要因と考えています。

【委員】

2月3日に市川市から存続の要望書が出され、市長からは現在の3階建鉄骨造の規模でなくても良いとの発言があったとのことですが、当審議会の中でも同様の意見はありました。存続を目指す野鳥愛好家の方々のご要望も含め、存続の可能性を何とか模索できないかというのは同じ考えですが、県として、何か具体的な提案や、次のステップへのアクションなど、検討されているのでしょうか。

【自然保護課長】

県としては、見直し方針を審議していただいている最中ですので、市に申し

入れるようなことはしておりませんが、市から提案があれば協議に応じていきたいと考えています。市からはまだ具体的な提案がない状況です。

【委員】

前回、年間約一万人の利用者数については、入場料を取っていないのではっきりしないという話があったと思いますが。記帳された方の数ということでしょうか。

【自然保護課長】

御指摘のとおり、入館者については記帳していただくことになっていますが、記帳しない方もいるので、正確な人数は把握しておりません。

【委員】

耐震基準を満たしていないので、取壊しまでは県の負担となるのは致し方ないと思います。再築について、応分負担すると言っている市川市の方で小規模なものを再築していただいて、若干の入場料を取っていただくというのが適当ではないかと個人的には思っております。

【委員】

市川市からは、具体的な金額が提示されたのでしょうか。

【自然保護課長】

まだ具体的な話までは進んでおりません。

【委員】

以前は、市川市にお願いしても県の施設だから関係ないというスタンスだったわけです。これまでの交渉についてはともかく、応分負担というところまできたのだから、よく引き出したと思います。

また、市川市だけではなく次善の策を考えたほうがいいと思います。浦安市など周辺の自治体と連携し、既に一緒に事業をやっているといったような実績はあるのでしょうか。周辺自治体には利用者がいるから協力しようという雰囲気はあるのか、それも含めて話し合いをしてはいかがでしょうか。

【会長】

では、本日の資料や意見を踏まえ、次回の審議会としての考え方をまとめられるよう、事務局で整理してください。

少年自然の家・青年の家

(別紙資料 3-2 及び 3-2-2 により生涯学習課長が説明)

【委員】

教育機関設置条例では、少年自然の家と青年の家が別に定められています。利用する対象が条例によって分けられたり、年齢制限があったりするのでしょうか。

【生涯学習課長】

御指摘のとおりですが、利用実態としては、どちらも変わらず年齢制限はありません。少年自然の家にはプラネタリウムなどの施設があり、青年の家は研修室が多く設置されているといった違いはあります。体育館やキャンプ場は共通しています。

青年の家の方が歴史が古く、その中で少年自然の家が生まれてきたという経緯があります。

【委員】

学校の団体利用が主だと思いますが、その他、個人的な宿泊施設としての利用や、NPO 団体や少年団のような学校教育以外の利用についてはどういう状況でしょうか。

【生涯学習課長】

施設によって異なりますが、平均すると学校団体が 5 割近くであり、スポーツ少年団体等が 35% くらい、それ以外が一般の方という状況です。

【委員】

稼働率が高い月とそうでない月とがありますが、例えば 7、8 月の繁忙期には、県内の地元公立学校の行事が優先されるようなルールなどがありますか。

また、鴨川青年の家は県外からの利用が意外に多いようですが、県内の利用者と県外からの利用者では、利用料金も異なるのでしょうか。

【生涯学習課長】

予約については、県内利用者は 1 年前から、県外利用者は 8 か月前から受け付けることとなっています。料金は同じです。

【委員】

老朽化をどうするかという審議とは別に、少子化の中で稼働率を上げるにはどうしたらいいかを考えますと、例えば、鴨川青年の家については震災避難者の方々の受入れ等で平成 23 年度に利用率が高くなっています。

施設の使用目的として、災害が起きた場合には積極的に受け入れていくというような取決めや、県内で今後災害が起きた場合の宿泊施設、避難所として活用するなどといった取決めはあるのでしょうか。

【生涯学習課長】

特に取決めはありませんが、東日本大震災の時は、他の宿泊を全てキャンセルして、福島障害者支援施設の入居者の方々を受け入れ、子供達は特別支援学校に通ってもらうという対応を取りました。

必要に応じてそのような対応はいたします。

【委員】

他にも、千葉県青少年協会の審議の際に、ニート・引きこもりなどの青少年の年齢が高くなってきていることが話題となりましたが、訓練や体験型学習などのプログラムは非常に有効だと思います。

閑散期にはニート・引きこもり等の青少年対策に施設を活用するなど、検討はしていращやるのでしょうか。

【生涯学習課長】

地域性などもありますが、企業研修の誘致などはかなり検討してきております。御指摘のとおり、今後はそういった活用法も検討していかなければならないと考えています。

【委員】

自然の家には県立と市立とありますが、区分けはあるのでしょうか。

形はどちらも同じだと思いますが、地元の市町村に任せようとなった場合にできるのか、県立でなければならないかということなのですが。

【生涯学習課長】

御指摘のとおり、8つの市が施設を持っていますが、鴨川市や南房総市はそれほど規模が大きくありません。南房総市は県から移譲したものです。その他、所有しているのは都市部の財政的に豊かな自治体ですので、それ以外の自治体に任せることは難しいのではないかと考えています。

市では予約の時期や料金に差をつけていますので、そういった意味でも市で全部やってもらうのは難しいと考えています。

【委員】

先ほどの審議にもあったけれども、行徳野鳥観察舎の移譲を市川市が断った例があるように、施設を市に移譲するのは簡単ではないということですね。

自然の家のような施設はとても重要だと思います。自分を振り返っても、子供が小学校や中学校の頃は仕事が忙しいので、子供と一緒にいる時間が少ないんですよね。

また、塾で勉強ばかりさせていては自然のことが分からなくなりますので、自然に親しむということは非常に意味のあることだと思っています。

いろいろな議論が出てくると思いますが、前提として私はそのように考えて議論に参加したいと思います。

【委員】

平成16年度から19年度にかけて市に4か所を移譲していますが、現在の運営状況について教えていただきたい。

【生涯学習課長】

南房総市の旧大房岬少年自然の家は、そのまま青少年教育施設として活用しております。旧流山青年の家は、流山市の生涯学習センターになっています。旧神崎青年の家は、公民館的な施設として利用されており、陶芸等もできるということです。旧鶴舞青年の家は、市原市と和光大学が協定を結んで和光大学のセミナーハウスとして使われていると聞いております。和光大学が使わないときは地域の子供たちも使えるということです。

【委員】

東金青年の家はかなり建築年数が経っており、体育館の屋根について耐震補修を要するとの説明がありましたが、それ以外は大丈夫なのでしょうか、近々大きなお金が必要になるのではないのでしょうか。また、稼働率についてですが、上げれば上げるほど赤字になるということなどはないのでしょうか、状況を教えていただきたい。

【生涯学習課長】

体育館の屋根については耐震補修が必要ですが、それ以外の施設は耐震改修を終えていますので、大きな経費はかからないと考えています。

稼働率については、上がるほど赤字ということはありません。歳入が増えますので、運営はより安定すると考えております。

【会長】

資料3-2-2の15ページに施設別の利用者数の推移がありますが、平成25年から26年度にかけて、どの施設も伸びています。これは担当課として利活用に努めた成果なのか、そこをお伺いしたいのが一つ。

また、この直近の頑張りや震災の影響を除いた7年間のトレンドで見ると、君津亀山少年自然の家と鴨川青年の家はおおむね伸びているのに対し、他の3施設はどちらかというと横ばいか下がり気味で、特に東金青年の家がその傾向にあります。この動向については、どのような原因が考えられるのでしょうか。

【生涯学習課長】

君津亀山少年自然の家が特に伸びていることに関しては、実は、習志野市が君津市の鹿野山に類似施設を設置しており、そちらが改修中であつたことが理由として挙げられます。その他の施設については、それぞれが指定管理者の主催事業を実施するなど工夫や改善を図っており、県もいろいろな面で指導しております。旅館のように、空いたところに数名単位で受入れができれば問題はないのですが、収容人数100名のところに60名を入れた場合、残りは団体の受入れが難しくなるなどの苦労があります。そのような中で全施設頑張っていると考えておりますので、引き続き利用者数を上げる努力をしていかなければならないと考えております。

【委員】

稼働率の算出方法についてですが、これは部屋の利用割合なのか、日数に対する利用割合なのかを教えてください。

【生涯学習課長】

部屋単位で計算しており、定員とも異なります。宿泊定員が300人とあつても、満員かということではなく、部屋の稼働率です。

【委員】

部屋数が60室だとして、40室埋まった時は66%という計算をしているということですね。そういう意味では、埋まっている日がかなりあるという理解で良いのでしょうか。

もう一点、市町村が持っている施設の稼働率は把握されていますか。

【生涯学習課長】

市町村の施設については把握しておりません。

【委員】

全ての施設で指定管理者制度を導入しておりますが、利用料金は全施設でほぼ同じく設定されています。そうすると、この条件でいちばん安く入札したところが指定管理者になるのか、それとも利用率を上げるというインセンティブを指定管理者が持つような仕組みがあるのかをお伺いしたい。

【生涯学習課長】

子どもたちが多く利用する施設ですので、安心・安全という観点を第一に考慮しています。それから主催事業の中味の充実という事も必要ですので、金額だけではなく、総合的に判断して決めています。

【委員】

施設の稼働率を上げるインセンティブが働く仕組みも入っていますか。

【生涯学習課長】

(利用料金制など) 仕組みはあります。

【委員】

資料3-2の4ページ「(23) 見直し方針の進捗状況」については、現在、課で取り組んでいらっしゃる事が記載されているのでしょうか。「5所体制の見直しを含む、施設の将来像を整理」とありますが、統合するとか、移譲するなどのほか、先ほど質問したとおり、そもそも少年自然の家とか青年の家という名称が見直しの足かせになっているとか、今の環境変化に合わなくなっているのではないかと、ということの検討も含めて将来像をどのように描いていくのかということであれば、あり方も変わってくるのではないかと思います。

【生涯学習課長】

将来像については、今回の見直しの答申を受けて検討していきたいと考えています。施設の名称については、これまで親しまれ定着しているということもあり、変更に伴う費用もかかりますので、そういったことも踏まえながら検討していくということになると思います。

【委員】

では、この審議会で、将来の施設のあり方についてもう少し議論をさせていただいたほうがいいということでしょうか。今は稼働率とか老朽化とか、どちらかというとハード面が議論の中心となっていますが、もっとあり方についても議論してほしいと、そういう意味で受け止めてよろしいのでしょうか。

【行政改革推進課長】

生涯学習課長から御説明申し上げたとおり、審議会委員の皆様から見てどうあるべきか、という御意見をいただければ、それを踏まえ社会教育審議会等にも諮りながら、県として将来像を考えていきたいと考えています。

【会長】

施設が老朽化し、児童数も減少している中でも利用状況は現状維持できていることから、5施設体制については次期の指定管理期間中に方針を決定するというので、今回は、比較的緩やかな見直しということで、将来像を自由度の高い形で審議会に任せてもらう、というのが今回の趣旨ですね。

喫緊に廃止を含めた抜本的な議論を、ということであれば現時点で議論しなければなりません、そうでなければ本格的な議論は次期の指定管理期間ということではよろしいでしょうか。

【委員】

そうであれば、5施設体制でいいかどうかということではなく、自然の家は意義のある、公共でなければできない施設だという意見を申し上げます。

ただし、少子化の中、学校教育の中だけで受け身で予約を待っているということでは稼働率の問題が解決されないと思います。有効に施設を活用し、目的をより広くとらえ、体験学習を学校教育以外にも活用していくことが必要だと思います。

稼働率の低い冬場もプログラムを提案するとか、利用者がリピーターで他の施設も利用するような工夫など、プログラムを提案型にして目的を達成できるような県としての取組が求められるのではないかと思いますし、アイデアを集約するなどという取組も良いのではないかと思います。

【生涯学習課長】

御指摘のとおりで、施設側も、例えば冬は星がきれいなので星空を見ようとか、そういった工夫もしているところです。より一層稼働率が上げられるように取り組んでいきたいと考えています。

博物館

(別紙資料 3-3 及び 3-3-2 により文化財課長が説明)

【委員】

入館者の推移に多少ばらつきはありますが、10 万人以上のところは別として、中央博物館の分館、特に大利根分館が目立って人数が少ないように見受けられます。中身についても、大利根分館は正規職員が 3 名で人件費は 2,500 万円、更には老朽化が進んでいるということですが、照明設備、展示映像等が更新できていないとなると、博物館としての付加価値という意味でも、今後、価値の高い展示が難しくなってくるのではないかと懸念されます。

年間の半分は既に休館しており、学校などへの出前展示もやっているということですが、中央博物館に機関集約して分館化された経緯を踏まえると、地元への移譲のみならず、存続の可否を検討するなど、第三の道を模索するような踏み込んだ提案をしてもよろしいかと考えます。県で具体的なお考えがあればお聞かせいただきたい。

【文化財課長】

県内の農業・利根川に関する展示をする博物館ということで事業を進めてきたところですが、市街地から離れているということもあり、隣接する香取市の水生植物園が夏場に集中してにぎわうので、そちらに合わせて開館し、冬場は閉館して職員は集中的に学校を回るといった形を取っています。

香取市には、伊能忠敬記念館はありますが、近隣に漁具や農耕具の展示を扱うような類似施設がないということで継続しています。これまでも地元市に移譲の可能性について打診をしているところですが、今後も協議を続けていきたいと考えています。

【委員】

年間の半分は休館しているということですが、人件費は半年分ということですか。

【文化財課長】

一年間分の人件費になります。全員が県職員ですので、開館しない時期も含め、一年を通じて施設に勤務し、冬場は主に学校等に出かけていくということです。

【委員】

公社等外郭団体の審議では、赤字経営だから見直す、という議論が数多くあったと思います。

しかし、博物館はそれとは違うような気がします。博物館は、展示も大きな目的ではありますが、それ以上に大切なのは、研究員が研究しているその実績だと思います。

結論として指定管理制度の導入は反対で、文化だとかそういったもののためにお金をかけてもいいのではないかと思います。反対意見もたくさん出ると思いますが、損益計算をして無駄だからやめようとか、そういう議論はしない方が良く、個人的には思っています。

ここに上がっている博物館にはほとんど足を運んでおり、研究者と話もしています。一生懸命研究していることを県民が知るというのも大事なので、それらを活かしていくことを考えてはいかがでしょうか。

一つ苦言を呈すると、博物館法ができたのが昭和 20 年代で、関連する条例を整備・改正しながら今日まで来ているわけですが、教育行政全般に関し、この点は工夫する必要があると考えます。

例えば、私が会長を務める千葉県産業教育審議会は、昭和 26 年にできた産業教育振興法に基づいています。昭和 26 年といえば、日本はものを作れない、作っても売れない時代であり、それをどうしようかということで法律ができたわけですが、それを根拠にしていまだに工業高校の教育に関する審議などを行っています。こういった教育行政の風土を変えていくことによって、今後、博物館の新しい展開なども出てくるのではないかと思います。

【会長】

これまでの経緯について確認させていただきます。博物館は、分館化したもの、移譲したもの、そのまま残したものがありますが、どのようなメルクマールがあってこのような見直しとなったのでしょうか。

また、分館化したものについては、例えば人件費が節約できたなど、分館効果はあったのでしょうか。

【文化財課長】

移譲した館山市の安房博物館と木更津市の上総博物館については、県が耐震改修等を済ませた上で、博物館機能を引き継ぐという条件を両市が受けるということで移譲しました。

分館化したものについては、地元自治体との移譲交渉が進まなかったため、職員を半数にしたり、開館期間を変えるなどの工夫をして分館化となりました。

残った施設についても、適宜組織の見直し等を行っています。

【委員】

大利根分館については、県民満足度の向上を図るため、分散型の施設配置を見直し、機能の集約化を検討すると記載されています。分館化等の工夫で努力されていることは理解できますが、分散・縮小が重なるとそれだけ内容が薄くなるというか総力が減退しますので、大事な文化財を持っている場合、保存管理への影響も出てまいります。

博物館への指定管理者制度導入に反対の御意見もありましたが、制度を導入した房総のむらは非常に賑わっていますので、観光への貢献という面でもいろいろな工夫や宣伝をなさったのだと思います。

こういったことを鑑みると、博物館としての価値を高めるためには、機能集約をして保存状態を良くするとか、研究員の配置も中央に集約してそちらで地域の研究をするなどシフトした方が、本来の目的を達成できるのではないかという気がいたします。分散してしまうと資源の効率性が低下することは避けられないので、運営については集約化を図るということも重要ではないでしょうか。

【委員】

先ほどの意見に付け加えると、博物館の中には歴史的、文化的経緯ではなく、地域の急激な人口増に伴って設置された特殊なケースなどもあります。そういった意味では効率性のみにこだわらず、いろいろな視点で見直しを議論し、変えるべきところを変えていく、ということではないかと思います。

【文化財課長】

大利根分館の効率化という話がありましたが、分館にすることによって本館からの人的支援もできるということで研究は順調に進んでおります。

また、指定管理者制度の導入についてですが、房総のむらは他の博物館と違って野外型・体験型の博物館であり、民間運営がしやすいということで踏み切ったものでございまして、結果としてうまくいっていると認識しております。他の博物館に制度がなじむかどうかはわかりませんが、房総のむらに制度を取り入れたのは今申し上げたような理由からです。

【委員】

博物館の職員は、主に調査研究をなさる方、展示をなさる方、教育をなさる方の3分類でしょうか、それとも研究と運営の2分類なのでしょうか。

【委員】

研究者の方は展示の企画等もされると思いますが、その系列とは別に、運営を担当される事務方もいるというのが普通ですよ。

【文化財課長】

調査研究、展示、広報については、一連の流れを研究員が担当しています。その他に、管理運営の事務方がおります。

【委員】

大利根分館については、学芸員と運営担当はどういう人員配置ですか。

【文化財課長】

分館化の際に事務方は分館から引き上げ、3名の学芸員を残しました。書類の処理など主な事務は本館で行いますが、効率化を考え、分館でも必要な作業は学芸員が行っています。

【委員】

運営は運営専門、調査研究は調査研究専門でやったほうが効率は良いと思うのですが、効率化を考えてというのはどういう意味でしょうか。

【文化財課長】

人員が少なく大利根分館に運営の事務方を配置できないので、少ない人数でやりくりしようという発想です。

【委員】

大利根分館と大多喜城分館が同じ時期に分館化されていますが、入館者数で比較すると、大利根分館のほうは平成25年度に若干盛り返してはいるものの徐々に減っているという状況で、一方大多喜城分館は徐々に増えています。この状況の違いについて、何が原因なのでしょう。

【文化財課長】

大利根分館については、夏場だけの開館ですので他の博物館よりも入館者数が少なくなるという事情があります。大多喜城分館は、圏央道の開通により中房総地区が注目されたり、大多喜町が勝浦市に向かう通り道になっていて、城郭型の博物館ですので観光客も多くなっているという状況がございます。

【委員】

平成 25 年度に大利根分館の入館者数が増えていることには理由がありますか。

【文化財課長】

東日本大震災後は一時落ち込んでおりましたが、イベントを開催するなどして盛り上げようとしています。平成 26 年度の入館者数は増えませんでした。今年度の見込みでは増加しているはずですので、大利根分館も盛り返してきている状況にあります。

【会長】

博物館は、これまで議論の中にもありましたが、本来の社会教育施設としての役割と同時に、集客施設としての効果も期待されて作られ、規模も県の支援の仕方も様々です。市町村への移譲や民間活用なども含め、方針案については今日出された意見を踏まえ、次回までに事務局で改めて整理してください。

5 報 告

千葉県公共施設等総合管理計画の概要

(報告資料により資産経営課長が説明)

【委員】

築 30 年超でかなりのウェイトを占めるのが県立学校だと思います。年間 283 億円の費用がかかるとの試算は、現状の校舎数を前提としているのでしょうか。

【資産経営課長】

現在の延床面積を前提としています。

【委員】

将来的に、少子化による学校の統廃合等で下がる可能性もあるということですね。

【資産経営課長】

お見込みのとおりです。

6 その他（特になし）

以上